都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																															
		1. 就学援助制度の周知方法																															
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						（8）（7）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
46	46	29	18	15	32	25	25	45	1	4	5	5	1	3	40	0	2	2	28	3	14	0	0	0	3	3	18	1	5	15	1	7	7
熊本県	熊本市	○	○	○	○			○							○						○								○				
熊本県	八代市	○	○		○			○							○				○											○			
熊本県	人吉市	○	○		○			○							○						○												
熊本県	荒尾市	○	○		○			○			○	荒尾市公式LINEにて情報を配信			○						○									○			
熊本県	水俣市	○	○		○	○		○							○						○				○	要保護については、申請書提出の必要はありません。					○		
熊本県	玉名市		○		○		○	○							○				○														
熊本県	山鹿市				○			○			○	教育委員会から学校を通じて各世帯へ通知			○				○								○			○		○	各費目や事務の流れの記載
熊本県	菊池市	○	○		○	○	○	○							○				○								○	○					
熊本県	宇土市	○	○		○		○	○							○						○									○			
熊本県	上天草市	○	○		○	○	○	○							○				○														
熊本県	宇城市	○		○	○	○	○	○			○	年度途中（長期休暇明け等）に制度のお知らせを配布			○				○										○	○			
熊本県	阿蘇市				○	○	○	○									○	申請期限は設定しているが、期限経過後も随時申請を受け付けている。	○								○						
熊本県	天草市	○	○	○				○							○				○														
熊本県	合志市	○			○	○	○	○							○						○						○			○			
熊本県	美里町			○		○	○	○							○				○								○			○			
熊本県	玉東町			○	○			○							○						○						○						
熊本県	南関町	○					○	○							○				○														
熊本県	長洲町	○	○			○		○							○						○						○						
熊本県	和水町	○			○		○	○							○				○										○	○			
熊本県	大津町	○		○	○	○	○	○		○					○						○						○		○	○			
熊本県	菊陽町	○			○	○	○	○							○				○											○			
熊本県	南小国町						○	○							○				○								○					○	支援が必要だと思われる世帯に学校を通じて保護者へ周知を行った。
熊本県	小国町	○	○	○	○	○		○							○						○						○		○				
熊本県	産山村	○				○		○							○						○									○			
熊本県	高森町		○	○	○	○		○						○							○											○	・就学時健診時に保護者に周知。 ・郵送にて入学予定者の保護者全員に申請書配布。
熊本県	西原村			○	○	○	○	○							○				○								○						
熊本県	南阿蘇村			○		○		○							○						○												
熊本県	御船町				○		○	○							○				○											○			

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																														
		1. 就学援助制度の周知方法																														
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						（8）（7）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
46	46	29	18	15	32	25	25	45	1	4	5	5	1	3	40	0	2	2	28	3	14	0	0	0	3	3	18	1	5	15	1	7	7
熊本県	嘉島町					○		○							○				○													○	申請書と共に就学援助の対象となる者の条件や、支給対象費用等をまとめた資料及び申請書の記入例を配布している。
熊本県	益城町	○	○	○	○	○	○	○							○				○								○						
熊本県	甲佐町				○	○		○							○				○														
熊本県	山都町	○			○	○	○	○						○					○														
熊本県	氷川町	○			○	○	○	○							○				○											○			
熊本県	芦北町	○						○		○							○	原則アによる受付をしているが、随時相談に応じており、転入や離婚等による経済状況の変化などの理由により、就学援助が必要である場合は、申請を受け付けている。	○						○	小学新1年生については、申請を希望する保護者が教育委員会に提出	○			○			
熊本県	津奈木町	○	○	○	○	○	○	○							○				○													○	特になし
熊本県	錦町				○		○	○							○						○						○						
熊本県	多良木町	○	○		○			○		○					○					○													
熊本県	湯前町	○	○		○										○										○	申請を希望する者が担当の民生委員に提出し、面談後民生委員または申請者が教育委員会に提出する。	○						
熊本県	水上村	○						○			○	新入生体験入学の際に資料配布、学校及び教育委員会より制度の説明を行っている。			○				○														
熊本県	相良村			○				○							○					○													
熊本県	五木村			○	○	○		○		○	○	各学校に対し、書面で周知を行っている。		○					○													○	・児童生徒の保護者全員に対し、制度の案内を書面で周知を行っている。
熊本県	山江村	○					○	○							○				○								○						
熊本県	球磨村				○		○	○					○						○								○						
熊本県	あさぎり町	○	○	○		○	○	○	○						○					○							○						
熊本県	苓北町					○	○	○							○				○													○	特になし
熊本県	氷川町及び八代市中学校組合	○			○	○	○	○							○				○											○			

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																					
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																					
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																					
		＜小学校＞ （1）実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の） ①周知時期 ②申請期日 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業量が増加するから	エ．（入学は異なる）前支給とは自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
46	46	30	1	13	0	2	0	0	30	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	26	0	13	11	8	23	13	3	4	0	2	3	3	1	3	5	6	2	4	6
熊本県	熊本市	○							○										○			○	○	○	○														
熊本県	八代市	○							○											○		○	○		○														
熊本県	人吉市	○							○											○					○														
熊本県	荒尾市	○							○											○		○	○		○														
熊本県	水俣市	○							○											○		○	○	○	○	○	○												
熊本県	玉名市	○							○											○			○		○														
熊本県	山鹿市	○							○											○		○			○														
熊本県	菊池市	○							○											○					○	○													
熊本県	宇土市	○							○											○		○	○		○		○												
熊本県	上天草市	○							○											○		○	○		○	○		○											
熊本県	宇城市	○							○											○		○		○	○	○		○											
熊本県	阿蘇市	○							○											○					○	○													
熊本県	天草市	○							○											○						○													
熊本県	合志市	○							○											○				○															
熊本県	美里町			○																															○	○			
熊本県	玉東町	○							○											○					○														
熊本県	南関町			○																																	○		新入学に係る学用品費の支給については実施しているが、入学前(町内学校に入学していない段階)での支給については、行う予定はない。
熊本県	長洲町	○							○											○						○													
熊本県	和水町	○							○											○					○														
熊本県	大津町	○							○											○				○	○	○													
熊本県	菊陽町	○							○										○						○	○													
熊本県	南小国町			○																																○			
熊本県	小国町	○							○											○		○	○		○														
熊本県	産山村			○																															○	○			
熊本県	高森町			○																																	○		入学祝い金の支給を行っているため
熊本県	西原村			○																														○					
熊本県	南阿蘇村			○																																○			
熊本県	御船町	○							○											○					○													

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																					
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																					
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに〇）																																					
		＜小学校＞ （1）実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに〇）											＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7）（4）でア、イ、ウ、エに〇をした場合、（入学前支給の） ①周知時期 ②申請期日 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに〇）					＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給をしていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
46	46	30	1	13	0	2	0	0	30	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	26	0	13	11	8	23	13	3	4	0	2	3	3	1	3	5	6	2	4	6
熊本県	嘉島町			〇																																		〇	他の自治体との重複支給を避けるため。
熊本県	益城町	〇							〇											〇		〇	〇	〇	〇	〇		〇											
熊本県	甲佐町	〇							〇											〇					〇	〇					〇	就学時健康診断の際、委員会から保護者へ説明を行っている。また、町のHPにも案内チラシ・申請書を掲載している。							
熊本県	山都町	〇							〇										〇												〇	単独で郵送。							
熊本県	氷川町	〇							〇											〇					〇	〇													
熊本県	芦北町	〇							〇											〇										〇									
熊本県	津奈木町	〇							〇											〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇											
熊本県	錦町			〇																														〇	〇	〇	〇		令和5年度から新入学児童を対象に、家庭の経済的負担を軽減するため、入学祝い金（20,000円）を支給している。
熊本県	多良木町	〇							〇											〇		〇									〇	就学時健康診断時の保護者説明会にて、教育委員会から就学援助制度の説明と書類を配布							
熊本県	湯前町	〇							〇										〇				〇		〇														
熊本県	水上村			〇																														〇	〇				
熊本県	相良村		〇								〇																												
熊本県	五木村			〇																																		〇	入学前支給後に転出されることを防ぐため
熊本県	山江村			〇																																		〇	入学確定後に、現年度予算で支給しているため
熊本県	球磨村					〇																																	
熊本県	あさぎり町	〇							〇											〇		〇		〇						〇			①毎年1月中旬　②2月中旬　③3月中						
熊本県	苓北町			〇																															〇	〇			
熊本県	氷川町及び八代市中学校組合					〇																																	

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																															3.　家計急変世帯の認定について（準要保護）	
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																															（1）当てはまるもの1つに○	（2）（1）のキの内容
		＜中学校＞ （1）実施・検討状況について						＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容								
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他		ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	
46	46	32	1	11	0	1	1	1	32	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	29	0	3	5	5	1	3	5	10	1	24	1	0	5	5	6
熊本県	熊本市	○							○										○									○							
熊本県	八代市	○							○											○														○	特別な対応はしていない。
熊本県	人吉市	○							○											○								○							
熊本県	荒尾市	○							○											○								○							
熊本県	水俣市	○							○											○										○					
熊本県	玉名市	○							○											○										○					
熊本県	山鹿市	○							○											○								○							
熊本県	菊池市	○							○											○								○							
熊本県	宇土市	○							○											○										○					
熊本県	上天草市	○							○											○								○							
熊本県	宇城市	○							○											○													○		
熊本県	阿蘇市	○							○											○														○	検討していない。
熊本県	天草市	○							○											○										○					
熊本県	合志市	○							○											○										○					
熊本県	美里町			○																			○	○									○		
熊本県	玉東町	○							○											○										○					
熊本県	南関町			○																						○	新入学に係る学用品費の支給については実施しているが、入学前(町内学校に入学していない段階)での支給については、行う予定はない。			○					
熊本県	長洲町	○							○											○										○					
熊本県	和水町	○							○											○								○							
熊本県	大津町	○							○											○								○							
熊本県	菊陽町	○							○										○										○						
熊本県	南小国町	○							○											○										○					
熊本県	小国町	○							○											○										○					
熊本県	産山村			○																			○	○						○					
熊本県	高森町			○																							入学祝い金の支給を行っているため			○					
熊本県	西原村			○																		○								○					
熊本県	南阿蘇村			○																				○						○					
熊本県	御船町	○							○											○										○					

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																															
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																										3.　家計急変世帯の認定について（準要保護）							
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																										（1）当てはまるもの1つに○							（2）（1）のキの内容
		＜中学校＞ （1）実施・検討状況について						＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容							
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他		ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	
46	46	32	1	11	0	1	1	1	32	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	29	0	3	5	5	1	3	5	10	1	24	1	0	5	5	6
熊本県	嘉島町			○																						○	他の自治体との重複支給を避けるため。			○					
熊本県	益城町	○							○											○								○							
熊本県	甲佐町	○							○											○										○					従来の基準をもとに認定を行っている。
熊本県	山都町	○							○										○															○	未実施
熊本県	氷川町	○							○											○														○	特に検討していない
熊本県	芦北町	○							○											○										○					
熊本県	津奈木町	○							○											○													○		
熊本県	錦町			○																		○	○	○	○		令和5年度から新入学生徒を対象に、家庭の経済的負担を軽減するため、入学祝い金（30,000円）を支給している。							○		
熊本県	多良木町	○							○											○													○		
熊本県	湯前町	○							○											○										○					
熊本県	水上村			○																		○	○							○					
熊本県	相良村		○								○																				○				
熊本県	五木村						○	入学前支給後に転出されることを防ぐため																						○					
熊本県	山江村			○																						○	入学確定後に、現年度予算で支給しているため			○					
熊本県	球磨村					○																								○					
熊本県	あさぎり町	○							○											○								○							
熊本県	苓北町			○																			○	○						○					
熊本県	氷川町及び八代市中学校組合	○							○											○														○	特に検討していない

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																	
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																									5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		（1）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（2）（1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		（3）（1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）で子と回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	4.（1）で ソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの （例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（3）に記入してください。）	テ. その他	係数（倍率）	係数（倍率）			（1）令和5年4月以降、準要保護の認定基準に反映させるか。		（2）（1）にて「ア．反映させる（新たな認定基準に更新）」に○をした場合、令和5年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				（3）（2）で エとした場合のその内容	（4）（1）で「イ．反映させない」とした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																					倍	倍				ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他		年	月	
46	46	31	32	29	30	27	32	16	11	20	24	14	14	19	22	12	9	16	0	6	37	0	6	0	10	11	4	2	4	0	0	12	12	
熊本県	熊本市	○	○		○		○							○			○				1.313				○		○							20%未満
熊本県	八代市																	○			1													20%未満
熊本県	人吉市	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○	○					1.3					○						平成24	12	20%未満
熊本県	荒尾市	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○			○			1													20%未満
熊本県	水俣市															○					1.3					○						平成29	4	15%未満
熊本県	玉名市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.3													20%未満
熊本県	山鹿市	○	○	○	○	○	○	○			○				○			○			1.3													25%未満
熊本県	菊池市	○	○	○	○	○	○				○				○		○				1.3					○						平成25	4	25%未満
熊本県	宇土市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3					○						平成24	12	20%未満
熊本県	上天草市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1													10%未満
熊本県	宇城市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3					○						平成25	8	20%未満
熊本県	阿蘇市																	○			1.1													15%未満
熊本県	天草市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2				○				○					15%未満
熊本県	合志市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○			1.1													15%未満
熊本県	美里町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○			○	1.3		職業が不安定で、生活状態が悪いもの			○						平成25年	11	20%未満
熊本県	玉東町																○				1				○				○					15%未満
熊本県	南関町		○				○											○			1													20%未満
熊本県	長洲町																	○			1.4													10%未満
熊本県	和水町																	○			1.2													20%未満
熊本県	大津町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○					1				○		○							15%未満
熊本県	菊陽町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○	1		失業や休業等により収入が前年度と比べ著しく減少し、経済的に困窮していると認められる者		○		○							15%未満
熊本県	南小国町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○																			10%未満
熊本県	小国町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○			1.2													20%未満
熊本県	産山村	○	○	○	○	○	○								○																			10%未満
熊本県	高森町		○	○			○							○																				20%未満
熊本県	西原村	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					○			国民年金の掛け金の減免									平成30	10	10%未満
熊本県	南阿蘇村	○	○	○						○	○			○																				15%未満
熊本県	御船町	○	○		○		○											○		○	1		経済的に困窮していると、教育委員会が認めた方。											15%未満

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																		
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																																		6. 就学援助率
		（1）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（2）（1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		（3）（1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		（4）（1）で子と回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									令和4年度
																												4.（1）で ソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応									
																												（1）令和5年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		（2）（1）にて「ア．反映させる（新たな認定基準に更新）」に○をした場合、令和5年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）で「イ．反映させない」とした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（3）に記入してください。）	テ．その他	係数（倍率）	係数（倍率）			ア．反映させる（新たな認定基準に更新）	イ．反映させない（従前の認定基準を継続）	ア．生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者が得層の準要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ．その他		年	月	
																						倍	倍													
46	46	31	32	29	30	27	32	16	11	20	24	14	14	19	22	12	9	16	0	6	37	0	6	0	10	11	4	2	4	0	0	12	12	
熊本県	嘉島町															○					1					○							平成30	10	10%未満
熊本県	益城町	○			○		○	○							○		○			○	1.05		経済的理由により、児童生徒の就学が困難であると認められる者			○								平成28	8	15%未満
熊本県	甲佐町															○					1.3					○							平成24	12	15%未満
熊本県	山都町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.1				○				○						10%未満
熊本県	氷川町																	○			1														15%未満
熊本県	芦北町																○				1					○							平成24	12	20%未満
熊本県	津奈木町	○	○	○	○	○	○							○			○				1.3				○			○							10%未満
熊本県	錦町															○					1.3				○				○						10%未満
熊本県	多良木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			1.1														10%未満
熊本県	湯前町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○			1.3														15%未満
熊本県	水上村	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○					1.1				○		○								10%未満
熊本県	相良村	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○					1.1				○			○							10%未満
熊本県	五木村	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○																					10%未満
熊本県	山江村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				15%未満
熊本県	球磨村	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○																						15%未満
熊本県	あさぎり町																○				1.3					○							平成24	12	10%未満
熊本県	苓北町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○					○			その他の事情で経済状態が悪く、学校納付金等の支払いに困っている場合（民生児童委員による意見書提出）。												15%未満
熊本県	氷川町及び八代市中学校組合																	○			1														15%未満

Ⅰ 令和5年度就学援助制度の実施について

7. 令和5年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

都道府県	市町村名	（1） 費目毎の援助額																																								（2）補足事項
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	
46	46	45	1	1	5	5	5	38	38	1	4	43	0	0	4	4	4	39	39	0	1	9	6	6	2	2	2	0	0	0	2	45	21	21	20	20	20	4	4	0	1	9
熊本県	熊本市	○						○	11630			○						○	54060			○	○	22379								○	○	14863								
熊本県	八代市	○						○	11630			○						○	54060			○	○	0								○	○	24369								・修学旅行費の平均額は令和5年度予算計上額 ・（通学費・医療費）実績なし ・（通学用品費）一年生を除く ・（修学旅行費）6年生分を記入。該当学年3～5年生の平均単価は2,117円
熊本県	人吉市	○						○	13270			○						○	19900													○			○	20300	16977					【学用品費】小1：11,100円、小2～6：13,270円 【給食費】241円×実施回数を支給
熊本県	荒尾市	○						○	11630			○						○	54060			○			○	40020	0					○			○	22690	15574					・通学費及び医療費は、実績がありません。
熊本県	水俣市	○						○	11630			○						○	54060													○	○	15973								
熊本県	玉名市	○								○		○						○	54060													○			○	22690	18350					
熊本県	山鹿市	○						○	11630			○						○	51060													○			○	22690	19158					
熊本県	菊池市	○						○	11630			○						○	54060			○	○	0							実績なし	○	○	18267								通学費、医療費は実績なし。給食費の平均支給額は令和5年度の予算計上平均単価。
熊本県	宇土市	○						○	11630			○						○	54060			○			○	40020	4712					○			○	22690	16903					
熊本県	上天草市	○						○	11630			○						○	54060			○	○	0								○	○	22152								
熊本県	宇城市	○						○	11630			○						○	54060													○			○	22690	18612					
熊本県	阿蘇市	○						○	11630			○						○	40600													○			○	21180	19820					
熊本県	天草市	○			○	14780	13729					○			○	54060	51064				単価 R4:19,900円 R5:54,060円											○	○	20208								
熊本県	合志市	○						○	11420			○						○	40500													○	○	15919								
熊本県	美里町	○						○	11630			○						○	54060			○										○	○	23915							昨年度の平均額を記入しております。	
熊本県	玉東町	○						○	11630			○						○	54060													○			○	22690	1510					学校給食費については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済支援策として、保護者負担が発生しないため0円としています。
熊本県	南関町	○			○	11630	11630					○			○	51060	51060															○	○	15764								
熊本県	長洲町	○						○	11630			○						○	54060													○			○	22690	22690					学用品費及び通学用品費は合算して支給している。（学用品費に合計した支給金額を記載） 医療費は実績がないため0円とする
熊本県	和水町	○						○	11630			○						○	54060													○	○	14433								
熊本県	大津町	○						○	11630			○						○	54060													○			○	22690	13771					
熊本県	菊陽町	○						○	11630			○						○	54060			○	○	0							実績なし	○	○	15771								
熊本県	南小国町	○						○	※ 13,650		1年生のみ11,420円	○						○	20470													○	○	29410								
熊本県	小国町	○						○	11630			○						○	54060													○	○	15743								・医療費の支給平均額0円は、申請がなかったため。 ・学校給食費の支給平均額は、令和5年度予算計上単価。
熊本県	産山村	○						○	11420			○						○	20470													○	○	33190								
熊本県	高森町	○	○	16830																												○	○	20336								
熊本県	西原村	○			○	11630	9967					○			○	54060	54060															○			○	22690	22552					
熊本県	南阿蘇村	○						○	15500			○						○	16410													○	○	21890								
熊本県	御船町	○						○	11630			○						○	54060													○			○	22690	21638					

I　令和5年度就学援助制度の実施について

7. 令和5年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1） 費目毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	
46	46	45	1	1	5	5	5	38	38	1	4	43	0	0	4	4	4	39	39	0	1	9	6	6	2	2	2	0	0	0	2	45	21	21	20	20	20	4	4	0	1	9
熊本県	嘉島町	○			○	11640	12738					○			○	54000	54060															○	○	19925								
熊本県	益城町	○						○	11630			○						○	54060													○			○	22690	14887					
熊本県	甲佐町	○						○	11630			○						○	54060			○	○	6464								○			○	22690	22544					
熊本県	山都町	○						○	11640			○						○	51110													○			○	21580	17738					
熊本県	氷川町	○						○	11630			○						○	54060													○	○	24300								
熊本県	芦北町	○						○	11630			○						○	54060													○			○	22690	16790					
熊本県	津奈木町	○						○	11630			○						○	54060													○						○	22690			
熊本県	錦町	○			○	※	※				下記補足事項へ記入	○						○	23200													○			○	14500	13585					1(1)学用品費について補足事項 上限額;小1のみ　10，500円、小2～6　12，400円 支給平均額;小1のみ　9，333円、小2～6　12，063円
熊本県	多良木町	○						○	11630		1年生のみ9,360	○						○	54060													○			○	22690	22690					
熊本県	湯前町	○						○	11630			○						○	54060													○	○	18100								
熊本県	水上村	○						○	11630			○						○	54060													○						○	8000			
熊本県	相良村	○						○	11420			○						○	9950													○						○	15000			
熊本県	五木村	○						○	11630			○						○	54060													○	○	26600								医療費及び給食費について、本村は中学生まで無償化。
熊本県	山江村	○						○	9600																							○	○	13800								
熊本県	球磨村	○						○	14000		※小1　12,000円	○						○	25000													○						○	17000			
熊本県	あさぎり町	○						○	11630			○						○	54060													○			○	21890	12874					
熊本県	苓北町	○						○	11630			○						○	54060													○			○	22690	16330					
熊本県	氷川町及び八代市中学校組合																																									

Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について

7. 令和5年度準要保護就学援助額

2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										（2）補足事項	8. その他
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項		就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足があればご記入ください。
46	46	46	1	1	5	5	5	39	39	1	4	45	0	0	4	4	4	41	41	0	1	8	5	5	2	2	2	0	0	0	3	46	22	22	20	20	20	4	4	0	1	9	2
熊本県	熊本市	○						○	22730			○						○	60300			○	○	29288								○	○	40554									
熊本県	八代市	○						○	22730			○						○	63000			○	○	61176								○	○	65791								・修学旅行費の平均支給額は令和5年度予算計上額 ・（通学用品費）一年生を除く ・（医療費）実績なし	
熊本県	人吉市	○						○	23870			○						○	22900													○			○	54800	50475					【学用品費】中１：21,700円、中２～３：23,870円 【給食費】282円×実施回数支給	
熊本県	荒尾市	○						○	22730			○						○	63000			○			○	80880	52765					○			○	60910	38160					・医療費は、実績がありません。	
熊本県	水俣市	○						○	22730			○						○	63000													○	○	47424									
熊本県	玉名市	○								○		○						○	63000													○			○	60910	45238						
熊本県	山鹿市	○						○	22730			○						○	60000													○			○	60910	37100						
熊本県	菊池市	○						○	22730			○						○	63000			○	○	0							実績なし	○	○	43527								通学費、医療費は実績なし。給食費の平均支給額は令和5年度の予算計上平均単価。	
熊本県	宇土市	○						○	22730			○						○	63000			○			○	80880	0				実績なし	○			○	60910	41971						
熊本県	上天草市	○						○	22730			○						○	60000			○	○	0								○	○	53591									
熊本県	宇城市	○						○	22730			○						○	63000													○			○	60910	55191						
熊本県	阿蘇市	○						○	22730			○						○	47400													○			○	56670	55619						
熊本県	天草市	○			○	26050	24497					○			○	63000	57871				単価 R4:22,900円 R5:63,000円											○	○	43069									
熊本県	合志市	○						○	22320			○						○	47300													○	○	42424									
熊本県	美里町	○						○	22730			○						○	63000			○										○	○	51465							昨年度の平均額を記入しております。		
熊本県	玉東町	○						○	22730			○						○	60000													○			○	60910	41260					学校給食費については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済支援策として、保護者負担が発生しないため0円としています。	
熊本県	南関町	○			○	22730	22730					○			○	60000	60000															○	○	39200									
熊本県	長洲町	○						○	22730			○						○	26790													○			○	28860	28860					学用品費及び通学用品費は合算して支給している。（学用品費に合計した支給金額を記載） 医療費は実績がないため0円とする。	
熊本県	和水町	○						○	22730			○						○	60000													○	○	56373									
熊本県	大津町	○						○	22730			○						○	63000													○			○	60910	41461						
熊本県	菊陽町	○						○	22730			○						○	63000			○	○	0							実績なし	○	○	44954									
熊本県	南小国町	○						○	※ 24550		1年生のみ22320円	○						○	23550													○	○	48214									
熊本県	小国町	○						○	22730			○						○	63000													○	○	70595								・校外活動費（宿泊を伴うもの）の支給平均額0円は、実績がなかったため。 ・医療費の支給平均額0円は、申請がなかったため。 ・学校給食費の支給平均額は、令和5年度予算計上単価。	
熊本県	産山村	○						○	22320			○						○	23550													○	○	41900									
熊本県	高森町	○	○	19575																												○	○	73000									
熊本県	西原村	○			○	22730	22418					○			○	60000	60000															○			○	60910	57373						
熊本県	南阿蘇村	○						○	22730			○						○	49550													○	○	60910									
熊本県	御船町	○						○	22730			○						○	63000													○			○	60910	60910						

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |